

令和6年度

奈良市財政健全化及び  
公営企業経営健全化審査意見書

奈良市監査委員



奈 監 第 54 号  
令 和 7 年 8 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓

令和6年度決算に基づく財政健全化及び公営企業経営健全化  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



# 令和6年度

## 奈良市財政健全化及び 公営企業経営健全化審査意見書

### 目 次

第 1	審 査 対 象 .....	1
第 2	審 査 期 間 .....	2
第 3	審 査 方 法 .....	2
第 4	審 査 結 果 .....	2
1	健 全 化 判 断 比 率 .....	2
2	資 金 不 足 比 率 .....	7
3	む す び .....	8

(注)1 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

2 皆無又は該当数値なしの場合は「-」で表示している。

3 各表中に用いる年度の元号については、表示を省略している。



第 1 審査対象

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

		一 般 会 計						
一般会計等	一般会計等に属する特別会計		住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計					
一部事務組合・広域連合			山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等			一般財団法人奈良市総合財団 公益財団法人奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社					

(注)資金不足比率は会計ごとに算定

## 第2 審査期間

令和7年7月25日から同年8月25日まで

## 第3 審査方法

健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているか、決算書類等関係帳票の照合等を行うとともに、関係者から説明を求め、審査を実施した。

## 第4 審査結果

審査に付された、次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	6 年 度	5 年 度	比較増減	早期健全化基準
(1)実質赤字比率	— (3.98)	— (4.57)	— (△ 0.59)	11.25
(2)連結実質赤字比率	— (16.50)	— (17.58)	— (△ 1.08)	16.25
(3)実質公債費比率 (3か年平均)	9.8	9.8	—	25.0
(4)将来負担比率	72.1	81.7	△ 9.6	350.0

- (注)1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と記載しているのは、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。  
2 括弧内の数値は、実質黒字額及び連結実質黒字額を基に算定した黒字比率である。

各比率については、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の税金を主な収入源としている会計の実質収支額（赤字額）の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示している。

本年度の一般会計等における実質収支額は、33億6,063万6千円の黒字で前年度に比べ4億32万1千円減少した。

一般会計等における実質収支額が黒字となったため、実質赤字比率は算定されない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \\ \text{実質黒字比率} \\ 3.98\% \end{aligned} = \frac{\text{一般会計等の実質黒字額} \\ 3,360,636}{84,424,336} \times 100$$

標準財政規模

実質赤字比率の対象となる一般会計等の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区分	6年度	5年度	比較増減
一般会計	3,348,707	3,747,953	△ 399,246
住宅新築資金等貸付金特別会計	11,929	13,004	△ 1,075
土地区画整理事業特別会計	—	—	—
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	—	—	—
合計	3,360,636	3,760,957	△ 400,321

(注) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算において実質黒字が計上されているが、黒字額は翌年度に貸し付ける財源となるため、実質赤字比率算定上は実質黒字として扱われない。

標準財政規模 (単位：千円)

標準財政規模	6年度	5年度	比較増減
	84,424,336	82,177,434	2,246,902

(注) 標準財政規模とは、歳入のうち、地方交付税算定上の市税、地方交付税等の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額（地方交付税の振替として起債できる臨時財政対策債の発行限度額）を加算した額である。

本年度の標準財政規模は844億2,433万6千円で、前年度に比べ22億4,690万2千円増加した。これは主に、国税の増収等に伴う再算定等により普通交付税の交付額が増加したことによるものである。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額を合算した全体の赤字額の標準財政規模に対する比率であり、市全体としての運営の深刻度を示している。

本年度の全会計における実質収支の合計額は、139億3,374万7千円の黒字となり、前年度に比べ5億1,963万円減少した。

上記合計額が黒字となったため、連結実質赤字比率は算定されない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} & \text{(参考)} \\ & \text{連結実質黒字比率} \\ & 16.50\% = \frac{\text{連結実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \end{aligned} \quad \text{(単位：千円)}$$

### 連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区 分	6 年 度	5 年 度	比 較 増 減
一 般 会 計 等	3,360,636	3,760,957	△ 400,321
国民健康保険特別会計	156,843	80,013	76,830
介護保険特別会計	380,406	320,552	59,854
後期高齢者医療特別会計	28,359	25,788	2,571
水道事業会計	8,504,852	8,368,366	136,486
下水道事業会計	1,469,900	1,861,262	△ 391,362
病院事業会計	32,751	36,439	△ 3,688
合 計	13,933,747	14,453,377	△ 519,630

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が1年間に支払った借入金の返済額及び準元利償還金として一般会計が繰り出した額の合計額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）である。この比率が高まるほど、財政における弾力性の低下を示している。

本年度の実質公債費比率（3か年平均）は9.8%となり、前年度と同率となった。

なお、早期健全化基準25.0%を下回っている。

単年度指数は9.8%となり、前年度に比べ0.4ポイント低くなった。これは主に、標準財政規模が前年度に比べ22億4,690万2千円増加したことによるものである。

（単位：千円）

		地方債の元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
実質公債費比率	=	(18,751,580	+ 870,087)	- (3,061,921	+ 9,151,054)	× 100
9.8%						
(3か年平均	9.8%)	84,424,336	-	9,151,054		
		標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
参考（単年度指数）						
令和5年度	10.2%					
令和4年度	9.5%					

(注) 1 準元利償還金とは、公営企業会計等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金である。

2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、借金額（一般会計等が将来負担することが見込まれる額）の標準財政規模に対する比率であり、市が背負っている借金の重さを示している。

本年度の将来負担比率は72.1%となり、前年度に比べ9.6ポイント改善した。これは主に、一般会計等における地方債現在高が前年度に比べ75億2,375万8千円減少したことに加え、企業債の償還に当たり一般会計が負担する公営企業債等繰入見込額が前年度に比べ21億8,254万7千円減少したことなどにより、将来負担額が93億4,875万3千円減少したことによるものである。

なお、早期健全化基準350.0%を下回っている。

(単位：千円)

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担比率} \\
 72.1\%
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{将来負担額} \\
 206,161,036
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{充当可能基金} \\
 (15,395,247)
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{特定財源見込額} \\
 27,007,718
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \\
 109,485,641
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 84,424,336 \\
 \text{標準財政規模}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 9,151,054 \\
 \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}
 \end{array}
 }
 \times 100$$

(注) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額である。

#### 将来負担額の内訳

(単位：千円)

区 分	6年度	5年度	比較増減
一般会計等の地方債現在高	176,213,081	183,736,839	△ 7,523,758
債務負担行為に基づく支出予定額 (建物の建設費等への支払に該当するもののみ)	—	1,731	△ 1,731
公営企業債等繰入見込額	12,747,136	14,929,683	△ 2,182,547
職員に対する退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込額	17,200,819	16,841,536	359,283
合 計	206,161,036	215,509,789	△ 9,348,753

充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分	6 年度	5 年度	比較増減
充 当 可 能 基 金	15,395,247	12,995,164	2,400,083
特 定 財 源 見 込 額	27,007,718	27,946,654	△ 938,936
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	109,485,641	114,922,719	△ 5,437,078
合 計	151,888,606	155,864,537	△ 3,975,931

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 区 分	6 年度	5 年度	経営健全化基準
法 適 用	(1)水道事業会計	—	20.0
	(2)下水道事業会計	—	
	(3)病院事業会計	—	

(注) 資金不足比率を「—」と記載しているのは、資金不足額がないことを示す。

資金不足比率は、公営企業ごとに算定した資金不足額の、事業規模に対する比率であり、営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業収入で資金不足を解消することが困難であることを示している。

本年度の水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計において資金不足額がないことから、いずれも資金不足比率は算定されない。

(1) 水道事業会計

(単位：千円)

$$\begin{aligned}
 & \text{流動負債} \quad \text{控除企業債等} \quad \text{控除未払金等} \\
 & (2,902,273 - 1,005,231 - 0) \\
 \text{資金不足比率} & = \frac{\text{流動資産} \quad \text{控除財源} \quad \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} \quad \text{受託工事収益の額}} \times 100 \\
 & \text{(算定されず)} = \frac{- (10,426,309 - 24,415) - 0}{7,356,001 - 0} \times 100
 \end{aligned}$$



